中津川市地域防災計画
～事故災害対策編～

※災害応急対策

令和８年３月改訂

中津川市防災会議

目　　次

第１章　事故災害対策（災害応急対策）..... 1
　第１節　航空災害対策..... 1
　第２節　鉄道災害対策..... 4
　第３節　道路災害対策..... 7
　第４節　危険物等災害対策..... 12
　第５節　原子力災害対策..... 16
　第６節　林野火災対策..... 20
　第７節　大規模な火事災害対策..... 24

第１章　事故災害対策（災害応急対策）

第１節　航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する災害応急対策について定める。

１　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（１）航空事故情報の収集・連絡

航空機、ヘリコプターの墜落等の航空災害が発生し、航空運送事業者、発見者等から情報があった場合、市は直ちに関係機関等へ連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

①　民間航空機の場合

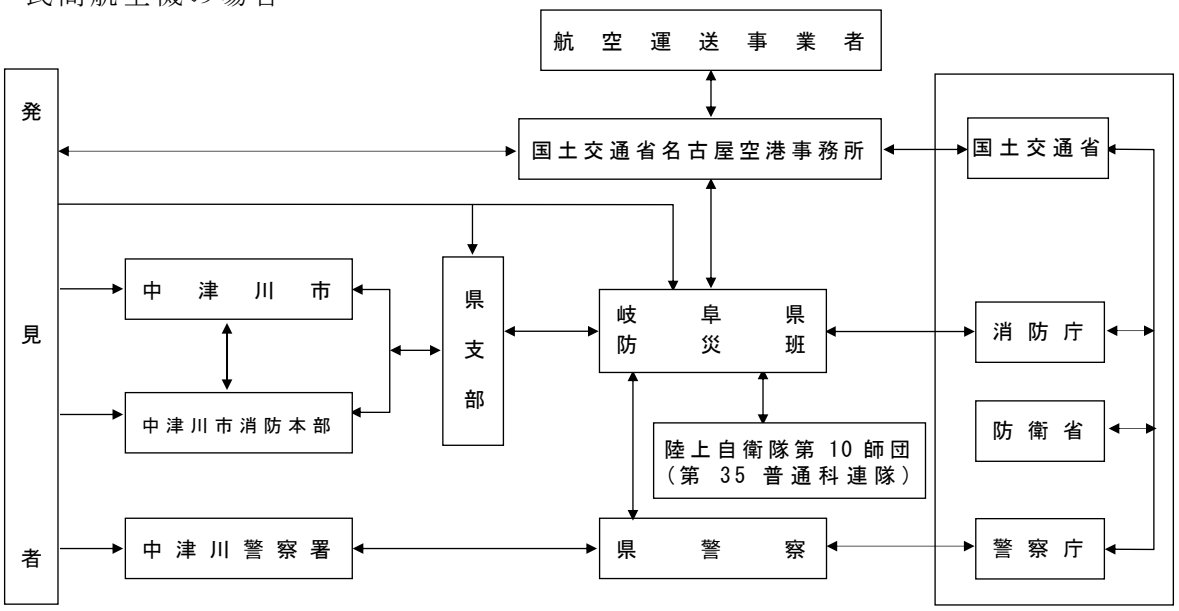

②自衛隊機・米軍機の場合

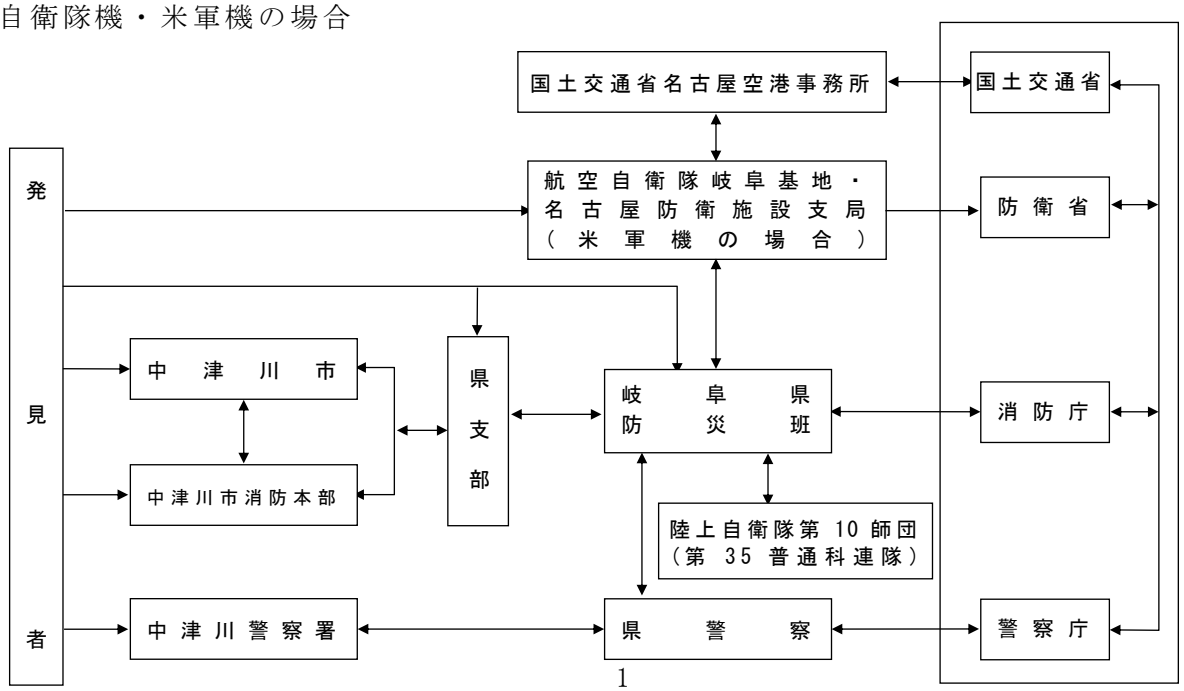

（３）応急活動情報の連絡

ア　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）市の活動体制

市は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（２）自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続は、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請」によるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）消火救難及び救助・救急、消火活動

ア　市及び県による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等、国の各機関、「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　消防機関による消火活動

（ア）消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

（イ）発災現場が市外の場合は、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ウ　資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　市及び県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請す

るとともに、必要に応じて、市は日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

４　関係者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者の家族等への情報伝達活動

ア　航空運送事業者、市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ　航空運送事業者、市、県及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ　情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第２節　鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する災害応急対策について定める。

１　災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害発生時の情報伝達系統

鉄軌道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、市、県、警察等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等、機動的な情報収集に努めるものとする。

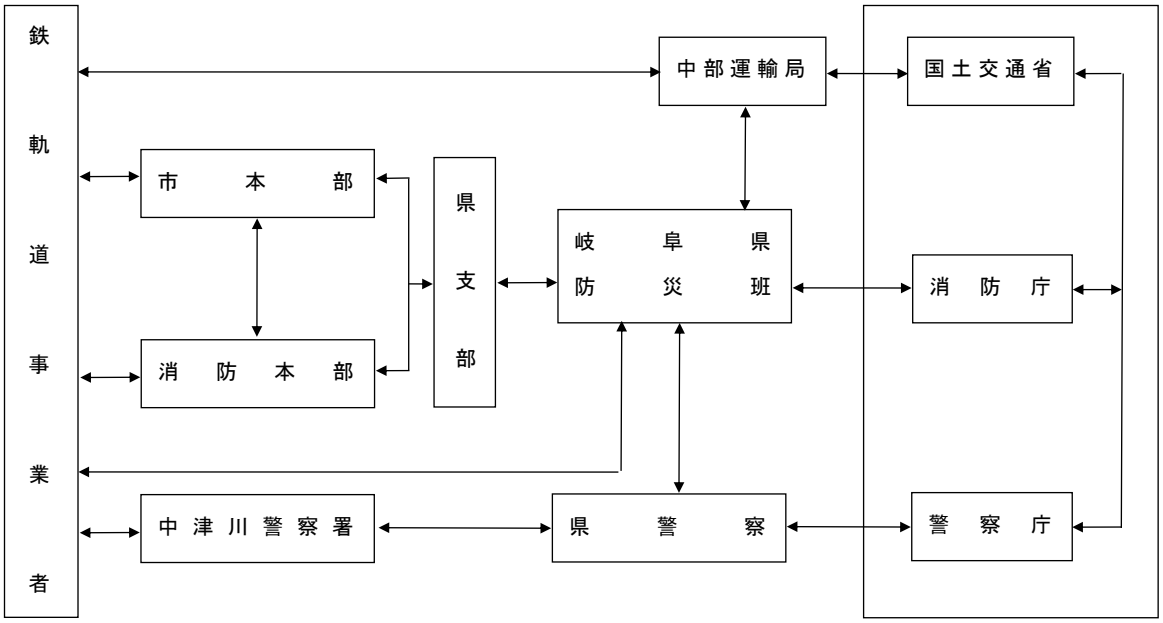

（２）応急対策活動情報の連絡

ア　鉄軌道事業者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（３）通信手段の確保

ア　市、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）鉄軌道事業者の活動体制

ア　鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等、必要な措置を講ずるものとする。

イ　鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

（２）市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連格体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（４）自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣の要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　鉄軌道事業者、防災関係機関による救助・救急活動

（ア）鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

（イ）市及び県は、救助・救急活動を行うはか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等、国の各機関、「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からも協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ　市及び県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、市は、日本赤十字杜岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

ア　鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

イ　市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

（１）交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

（２）代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

５　関係者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者の家族等への情報伝達活動

ア　市、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、被災者の家族等の二ーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ　市、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第３節　道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する災害応急対策について定める。

１　災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、市、県、警察等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集に努めるものとする。

①　国の管理する道路

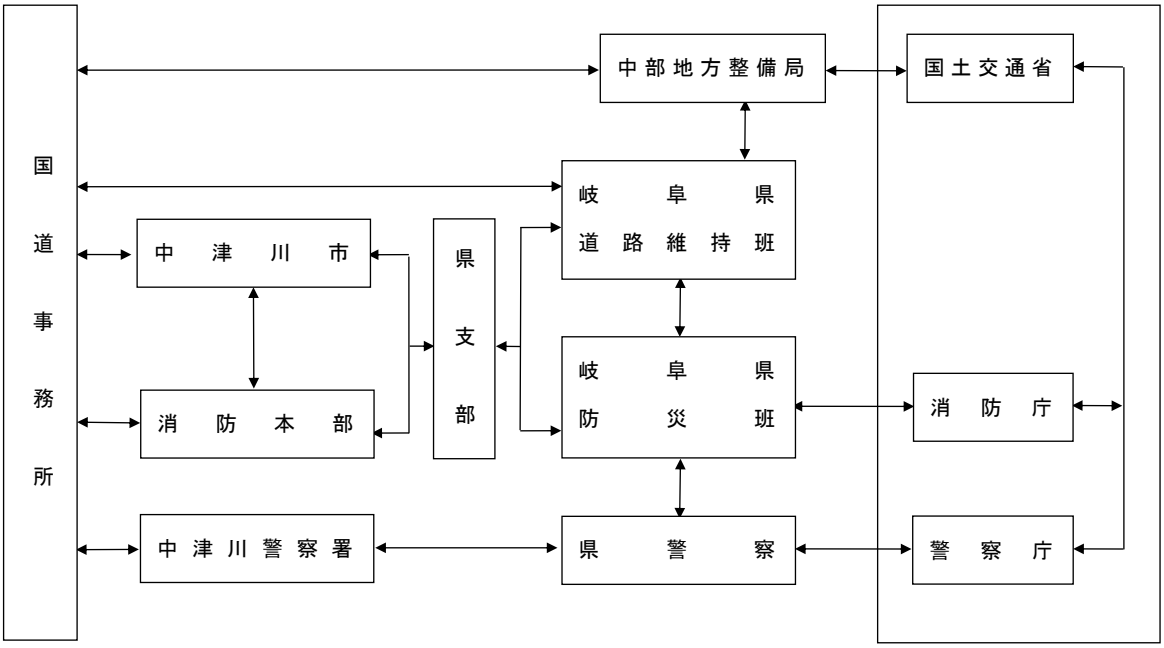

② 県の管理する道路

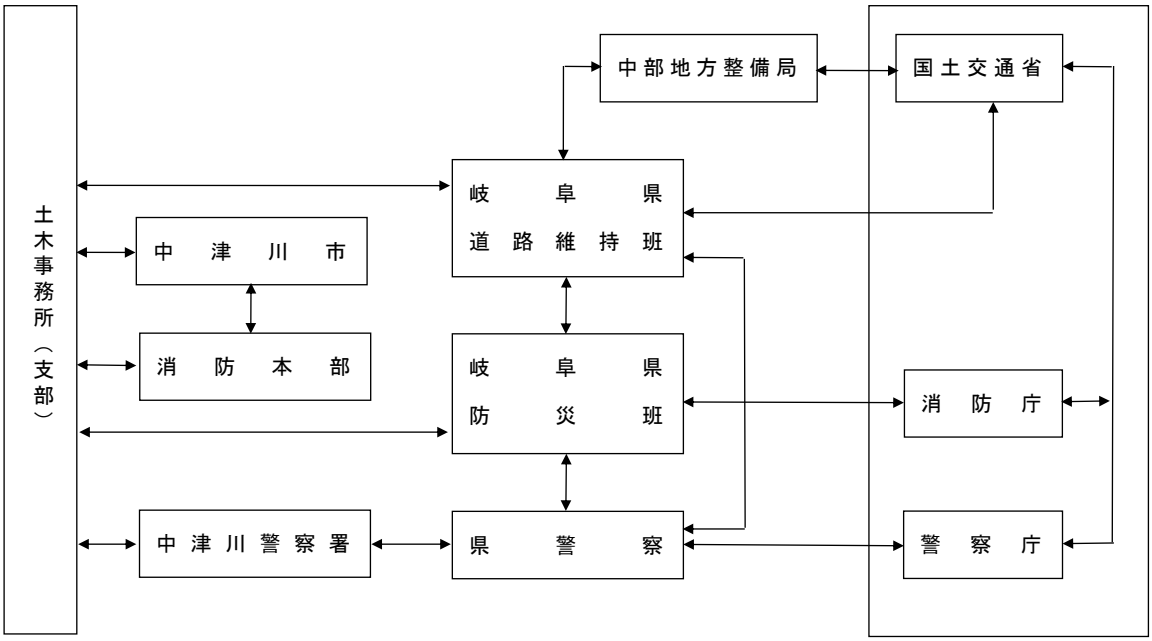

③ 市の管理する道路

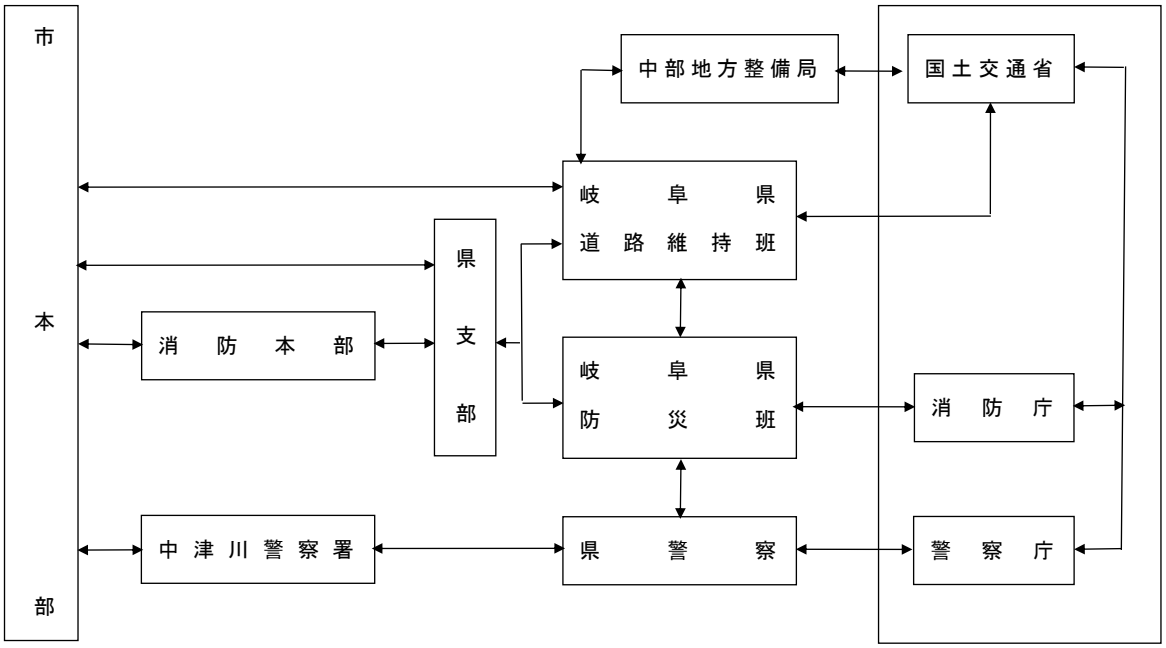

④　中日本高速道路株式会社の管理する道路

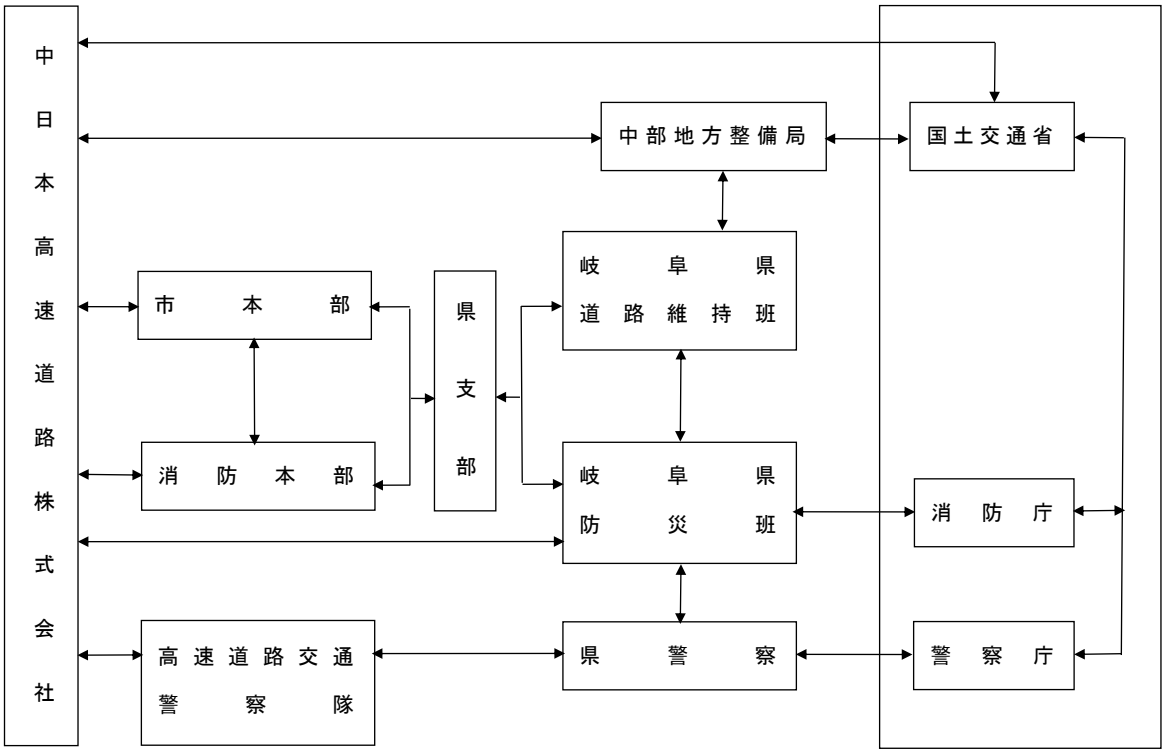

（２）応急対策活動情報の連絡

ア　道路管理者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（３）通信手段の確保

ア　市、県及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）道路管理者の活動体制

ア　道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ　道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

（２）市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（４）自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣の要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

（ア）道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

（イ）市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ　市及び県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、市は日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

ア　道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

イ　市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。また、必要に応じてドクターヘリコプターや防災ヘリコプター等が受け入れられるよう、平時からヘリポートを確保しておく。

５　危険物の流出に対する応急対策

（１）道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

（２）市、警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

６　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

（１）道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

（２）道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

７　関係者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者の家族等への情報伝達活動

ア　市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ　市、県及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第４節　危険物等災害対策

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発並びに毒物劇物の飛散、漏洩、流出及び火薬類の火災、爆発による多数の死傷者の発生といった危険物等災害に対する災害応急対策について定める。

１　災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害情報の収集・伝達

ア　危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

（ア）事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡するものとする。

（イ）市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

なお、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。

①②③において直接即報基準に該当するもの

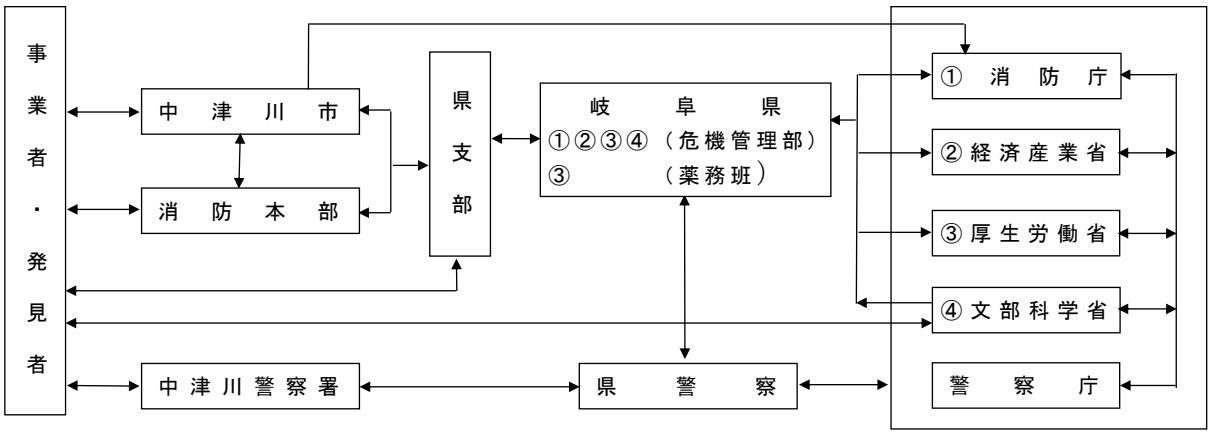

①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、④放射性物質による災害時②③④の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。また、河川等へ危険物等が流出した場合、必要に応じ、県(環境管理班)へ連絡する。

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　事業者は、市及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。また、県は、事業者から収集した情報を消防庁等に連絡するものとする。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市

に連絡するものとする。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市、県、事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）事業者の活動体制

ア　事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

イ　事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ウ　事業者は、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（２）市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（４）自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ派遣の要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

（５）防災業務関係者の安全確保

県及び市等は、応急対策活動中の安全確保を図るため、資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

３　災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

市及び県は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

４　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　市、県及び国の各機関による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第 44 条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市及び県は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて市は日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、「災害救助法による救助委託協定書」「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

ア　消防機関及び自衛消防組織等による消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

５　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

６　危険物等の流出に対する応急対策

（１）危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

（２）消防機関及び警察は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

（３）市及び県は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

（４）防除措置を実施するにあたっては必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

７　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

ア　発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　避難誘導にあたっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

ア　避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ　避難所の運営管理

（ア）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障がい者等、要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

８　施設・設備の応急復旧活動

市及び県等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

９　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）市、県及び事業者は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

（２）市、県及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第５節　原子力災害対策

原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害に対する災害応急対策について定める。

なお、感染症対策については、別に定める「原子力災害時における感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

１　災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害情報の収集・伝達

市は、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。なお、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する放射性物質に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

原子力災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする（直接即報基準に該当するもの）。

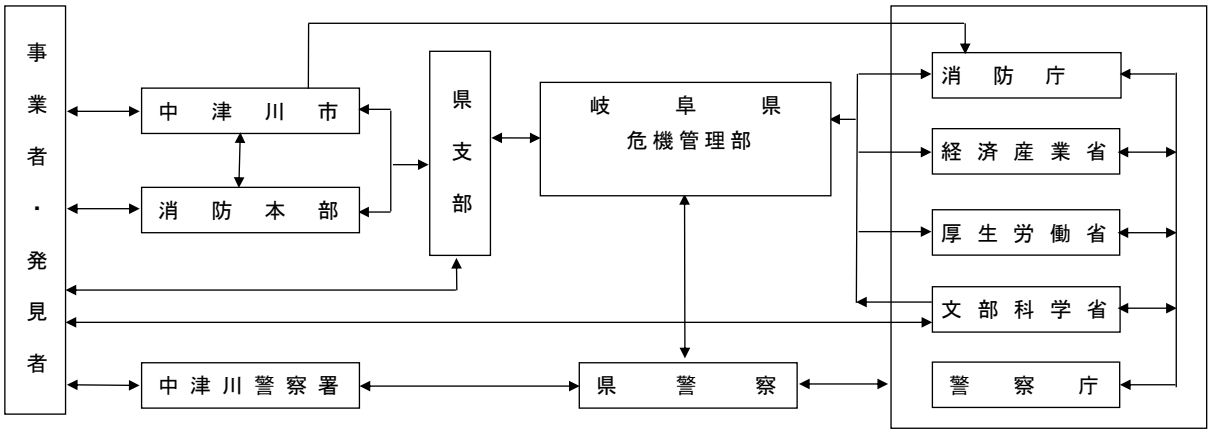

直接即報基準に該当する場合、消防庁へ直接連絡する。また、河川等へ放射性物質が流出した場合、必要に応じ、県（環境管理班）へ連絡する。

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　事業者は、市及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市、県、事業者及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

（２）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（３）自衛隊の災害派遣

市長は、原子力災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要に応じて知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。また、事態の推移に応じ、派遣要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

（４）防災業務関係者の安全確保

ア　県及び市等は、安全確保を図るため、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対して防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するとともに、被災市町村に対して、防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示する。また、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の適切な被ばく管理を行うものとする。

イ　県及び市等は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時から、相互に密接な情報交換を行うものとする。

３　救助・救急、医療

（１）救助・救急活動

ア　市、県及び国の各機関による救助・救急活動

市、県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第 44 条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市、県は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、被災者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

イ　市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、「災害救助法による救助委託協定書」「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

4　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

5　放射性物質の流出に対する応急対策

（１）消防機関及び警察は、放射性物質が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

（２）防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、放射性物質の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

（３）市、県は、放射性物質が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等、必要な措置を講ずる。その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

6　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

ア　市は、発災時には人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　市は、避難誘導にあたって、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

ア　避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、必要があれば管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ　避難所の運営管理

（ア）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。その際、避難所における情報の伝達や、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

（イ）市は、避難所ごとの収容避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ウ　協定による避難者の受け入れ

災害時相互応援協定により、被災した他市町村から本市が避難者等を受け入れる場合には、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、被災市町村等と連携して避難住民を支援する。

また、避難の長期化等を勘案し、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促したり、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供や、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせ

ん及び活用等を行うことにより、避難所の早期解消に努める。

エ　広域避難における役割

広域避難の実施にあたって、市、県、国は「岐阜県地域防災計画（一般対策計画）」に規定する役割を担うものとする。

（３）避難行動要支援者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障がい者等、避難行動要支援者に十分配慮し、避難所での健康状態の把握や、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

７　施設・設備の応急復旧活動

市及び県等は、放射性物質等に関する専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

８　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）市、県及び事業者は、被災者等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等の被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

（２）県は、国の要請を受けて放射性物質による汚染状況調査を行い、その結果に基づいて飲料水、飲食物の摂取制限や農林畜水産物等の採取及び出荷制限等の措置を講じる。市は、これらの措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努めるものとする。

また、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるように広報活動を行い、風評被害等の影響の軽減に努める。

（３）市は、県や国、事業者と連携し、原子力災害に関する情報を、防災行政無線、広報車、自治会、民生委員との連携、ホームページ等の多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市民等からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

第６節　林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対する災害応急対策について定める。

１　災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

（１）災害情報の収集・伝達

ア　林野火災発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。

※ ←------→ 必要に応じ連絡

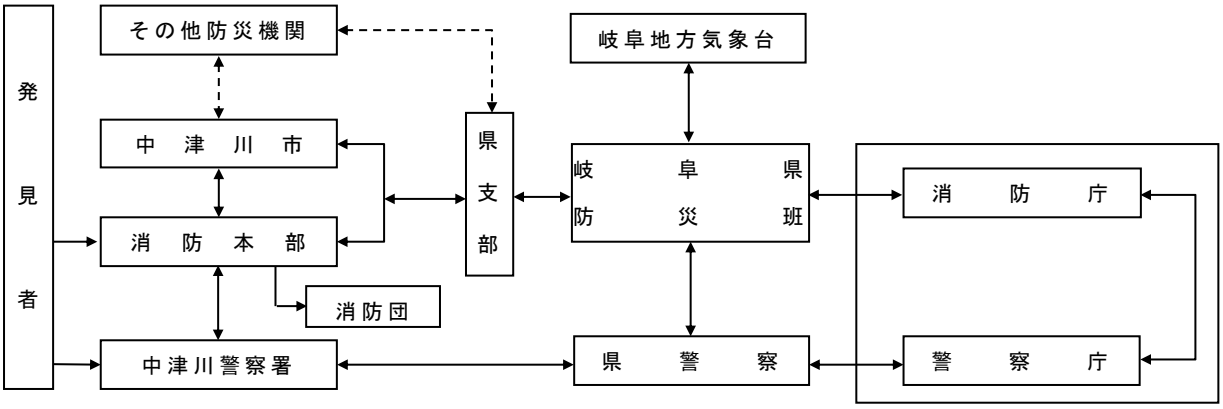

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ　防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市、県及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

（２）市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

（３）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（４）自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　市、県及び国の各機関による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第 44 条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

ア　消防機関等による消火活動

（ア）消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

（イ）住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

（ウ）消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行う等早期消

火に努めるものとする。

4　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

5　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

ア　発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　避難誘導にあたっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

ア　避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ　避難所の運営管理

（ア）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6　施設・設備の応急復旧活動

市及び県等は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

7　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）市及び県は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

（２）市及び県は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとり

あうものとする。

８　二次災害の防止活動

（１）市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

（２）市及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第７節　大規模な火事災害対策

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対する災害応急対策について定める。

１　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

（１）災害情報の収集・連絡

ア　大規模な火事発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

（２）災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

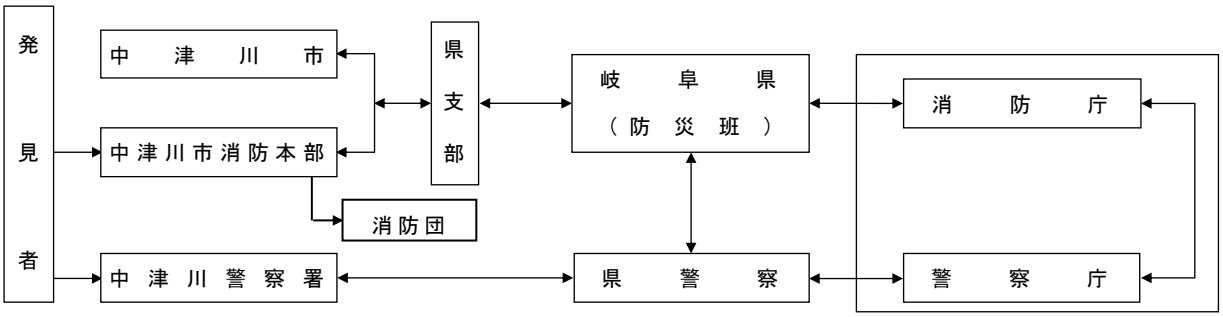

（３）応急対策活動情報の連絡

ア　市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ　関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４）通信手段の確保

ア　市、県及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害現地との災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ　電気通信事業者は、災害時における市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２　活動体制の確立

（１）市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

（２）その他防災関係機関の活動体制

ア　防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ　防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める

ものとする。

（３）自衛隊の災害派遣

市長は、火事の規模や収集した被害情報から応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣要請の要求が必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。なお、要請の手続きは、風水害等対策編第１章第３節「自衛隊派遣要請」によるものとする。

３　救助・救急、医療及び消火活動

（１）救助・救急活動

ア　市及び県による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、災害応援に関する協定書（中部９県１市応援協定）」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ　資機材等の調達等

市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

（２）医療活動

ア　医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ　市及び県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、市は、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区及び恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

（３）消火活動

防災機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

４　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、繁急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧輸送活動を行うものとする。

５　避難収容活動

（１）避難誘導の実施

ア　発災時には、市は人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ　避難誘導にあたっては、市は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２）避難所

ア　避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

イ　避難所の運営管理

（ア）市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（エ）市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難所の早期解消に努めることを基本とするものとする。

（３）要配慮者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障がい者等、要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

６　被災者等への的確な情報伝達活動

（１）被災者等への情報伝達活動

ア　市、県及びその他防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

イ　市、県及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ　情報伝達にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

７　施設・設備の応急復旧活動

市、県及びその他防災関係機関は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。